

掛川市道路の位置の指定に関する事務処理要領を次のように定める。

平成19年12月21日

掛川市長 戸塚進也

掛川市道路の位置の指定に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（変更・廃止）を受けようとする者が行う申請手続に関し必要な事務処理の方法を定めるものとする。

(申請者)

第2条 申請者は、位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）の築造に係りのある者とする。

- 2 代理人が申請者に代わって申請書を提出する場合は、申請に係る一切の権限を委任する旨の委任状を添付しなければならない。
- 3 申請代理人は、建築士又は行政書士とする。
- 4 図面作成者は、なるべく専門的知識を有するものとする。

(申請書類)

第3条 申請書類は、左綴じとし、正本1通、副本2通を提出しなければならない。

- 2 申請書類の正本に必要なものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書（掛川市建築基準法施行細則（平成19年掛川市規則第33号。以下「施行細則」という。）様式第12号。以下「申請書」という。）
 - (2) 委任状（代理人が申請書を提出する場合）
 - (3) 権利関係書類
 - ア 印鑑登録証明書（申請書及び承諾書に押印したもの）
 - イ 土地及び建物の登記事項証明書（道路にする土地及び当該土地に存する建物）
 - ウ 道路にする土地について権利を有する者と、土地の登記事項証明書記載の権利者に関する

事項について相違がある場合は、権利を有することを証する書類

エ 道路にする土地に存する建物について権利を有する者と、建物の登記事項証明書記載の権利者に関する事項について相違がある場合は、権利を有することを証する書面

(4) 道路の位置の指定（変更・廃止）申請書添付図書（施行細則様式第13号。以下「添付図書」という。）

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

(8) その他

ア 他の法令の許可又は他の権利者の承諾を必要とするものについては、許可証又は承諾書の写し

イ 掛川市道路の位置の指定基準（平成19年掛川市告示第116号）第5条第1項ただし書（同項第1号を除く。）の規定を適用する場合は、その理由書

ウ その他市長が必要と認める書類又は図面等

3 申請書類の副本に必要なものは、次に掲げるものとする。

(1) 申請書

(2) 委任状の写し

(3) 権利関係書類の写し

(4) 添付図書の写し

(5) 位置図

(6) 求積図

(7) 現況図

（申請書の記入）

第4条 申請書は、次に掲げるとおり記入するものとする。

(1) 「道路にする土地の地名地番」の欄は、道路にしようとする土地又は変更若しくは廃止しようとする道路の地名地番を登記事項証明書に記載されているとおり記入するものとする。

(2) 「道路に接する敷地の地名地番」の欄は、指定道路に接する敷地の地名地番を記入するものとする。

(3) 「隣接する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号」の欄は、申請道路が接続する既指定道路について記入するものとする。

- (4) 「変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号」の欄は、既指定道路で、変更又は廃止をしようとするものについて記入するものとする。
- (5) 「申請道路」の欄は、申請道路が屈曲又は幅員が異なるごとに符号を付け、図面と一致させたものの符号並びに幅員及び延長をメートル（寸法は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。）で記入するものとする。この場合において、幅員（指定する道路幅員）は、側溝（水路は除くものとする。）、路肩等を含めた寸法を記入するものとし、車道幅員を上段に括弧書きしたものとする。
- (6) 「標示の方法」の欄は、L型側溝、U型側溝等、終端を含め、申請道路の境界を明確に示すものの名称を記入するものとする。

（添付図書等の作成）

第5条 添付図書等は、次に掲げるとおり作成するものとする。

- (1) 位置図及び添付図書の作成要領は、別表に定めるものとする。
- (2) 「土地所有者等の承諾書」の欄は、申請者、申請道路に係る土地の所有者、借地権者及びその土地内の建物又は工作物について、該当する権利の種類、その権利の存する土地の地番並びに権利を有する者の住所及び氏名を記入したものであること。この場合において、住所は現住所とし、印は印鑑登録をしたものを使用するものとする。
- (3) 地籍図（公図写し及び実測図）及び求積図は、次のとおり色分けするものとする。
- ア 申請道路 … 薄黄色
- イ 公道、既指定道路 … 薄赤色
- ウ 水路 … 薄青色
- エ うすずみ、畦畔等 … 薄黒色
- (4) 公図写しは建築士、土地家屋調査士又は測量士が作成し、記名押印したものとする。
- (5) 図面作成者は、その資格（免許の種類）を付記するものとする。
- (6) 添付図書の様式により難しい場合は、適宜別図を作成するものとする。

（受理通知）

第6条 市長は、申請書類の内容を審査した結果、支障がないと認めるときは、道路の位置の指定申請書の受理通知書（様式第1号）を申請者（申請代理人のいる場合にあつては代理人。以下同じ。）に交付し、支障のあるものについては、道路の位置の指定申請書の是正通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 申請者は、申請受理通知書の交付を受けた後、道路にする土地の地目を公衆用道路に変更する

ものとする。

(完了報告)

第7条 申請者は、申請道路の築造が完了したときは、工事完了報告書（様式第3号）に、道路にする土地の地目を公衆用道路に変更したことを証する土地の登記事項証明書を添えて、市長に報告しなければならない。

(指定)

第8条 市長は、申請者からの工事完了報告書を受領したときは現地検査を行い、道路が申請どおり築造されていることを確認したときは、道路の位置の指定を行い、道路の位置の指定（変更・廃止）通知書（施行細則様式第23号）を申請者に交付する。

2 市長は、道路の築造が申請のとおり完了していないと認めるときは、工事完了検査結果書（様式第4号）を申請者に交付する。

(公告)

第9条 市長は、道路の位置の指定を行った場合には、公告を行う。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

番号	図面の名称		縮尺	明示すべき事項	備考
1	位置図		25,000分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 地形 3 開発区域とその位置 4 主要交通機関からの経路、名称等 5 排水先の河川への経路及び名称 	国土地理院の地形図を準用する。
2	付近見取図		2,500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 地形 3 開発区域の境界（赤線で囲む。） 4 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び目標となる建物 5 排水先の河川への経路及び名称 	
3	地籍図	公図写し	公図どおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界（赤線で囲む。） 4 地名及び地番 5 地目 6 土地の所有者 7 公共用地（道路、水路等）の位置 8 指定を受けようとする道路の位置（破線で記入。） 9 写した日付 	標示範囲は開発区域及び開発区域周辺とする。
		実測図（平面計画図）	500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界 4 開発面積 5 申請道路の位置、延長、幅員及び勾配 6 隅切及び転回広場の寸法 7 土地内にある建築物、工作物及びこれらに関して権利を有する者の氏名 8 がけ又は擁壁の位置又は形状 9 敷地の境界（区画割） 10 土地の高低及びその他地形上特記すべき事項 11 排水施設の位置、種類、内法寸法及び流水の方向 	
4	断面図（道路断面図）		50分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 路面及び路盤の詳細（舗装構成も記入） 2 道路側溝等の位置、形状及び寸法 3 車道幅員及び指定を受ける道路幅員 4 隣接する敷地の勾配 	幅員、構造別に表示すること。
5	求積図		500分の1以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 申請道路及び宅地ごとに求積し表示 	

6	現況図	500分の1 以上	<ul style="list-style-type: none"> 1 方位 2 縮尺 3 開発区域の境界（赤線で囲む。） 4 開発区域内及び開発区域周辺の建築物及び工作物 5 開発区域内及び開発区域周辺の道路及び水路 6 開発区域内及び開発区域周辺の高低差 	
---	-----	--------------	--	--

道路の位置の指定申請書の受理通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった道路の位置の指定については、指定基準に適合しているので、申請書のとおり築造するよう通知します。

工事が完了したときは、工事完了報告書を提出してください。工事完了報告書の受理後に現地で検査を行い、道路が申請書のとおり築造されていると認めるときは、道路の位置の指定を行います。

なお、道路が築造されても、市による道路の位置の指定が行われないと、建築基準法の道路として取り扱うことはできません。したがって、その場合は、当該道路に接する建築物を建築することはできません。

道路の位置の指定申請書の是正通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった道路の位置の指定については、次のとおり指定基準に適合していないので該当部分の計画を是正するよう通知します。

項 目	適合していない部分
幅 員	
延 長	
勾 配	
公道との取合い	
排水施設及び構造	
他の法令許可等	
そ の 他	
備 考	

工事完了報告書

（あて先）掛川市長

報告者 住所
氏名

印

年 月 日付けで受理通知を受けた道路を、次のとおり築造したので報告します。

受 理 番 号	第 号
受 理 年 月 日	年 月 日
築 造 し た 場 所	
道 路 の 幅 員 及 び 延 長	
備 考	

工事完了検査結果書

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付で工事完了報告のあった道路の位置の指定について、完了検査を行った結果、次のとおり指示します。

なお、指示事項等の是正が完了したときは、改めて完了報告書を提出してください。

受 理 番 号	第 号
受理年月日	年 月 日
築 造 位 置	
設 計 者 等	
検 査 年 月 日	
検 査 員	
手直し事項	
指 示 事 項	
備 考	

（注）指定済みにならない申請道路は、建築基準法の道路として取り扱うことができません。したがって、その申請道路に接する敷地に建築物を建築することはできません。